

## (仮称) 新川圏域児童発達支援センター建設検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法人魚津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が新川圏域における児童発達支援センター（児童福祉法（昭和22年法律第64号）第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下「センター」という。）を新たに建設するにあたり、多様な関係者からの意見を聴取するとともに、保護者、地元団体その他の関係機関（以下「関係機関等」という。）との相互連携を図ることにより、もって利用者や家族にとって望まれる児童発達支援センターとすることを目的として、（仮称）新川圏域児童発達支援センター建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センター建設の基本計画に関すること。
- (2) センター建設の設計に関すること。
- (3) 関係機関等との連携体制の構築に関すること。
- (4) その他センター建設にあたり必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、10名以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、本会会長が委嘱する。

- (1) 魚津市立つくし学園園児の保護者
- (2) 地元団体関係者
- (3) 地域福祉関係者
- (4) 社会福祉事業関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 行政関係者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第5条 委員会に座長及び副座長を置き、委員の中から互選により定める。

- 2 座長は、会務を総括する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は必要に応じ座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (委員の報酬等)

第7条 委員の報酬は、これを支給しない。ただし、委員には予算の範囲内において費用を弁償することができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月14日から施行する。